

平成26年度実施施策に係る政策評価書

別紙2

(環境省26-23)

施策名	5-3.野生生物の保護管理					
施策の概要	絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。野生鳥獣の適正な保護・管理。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,718	1,794	2,333	2,799
		補正予算(b)	2,000	0	1,401	—
		繰越し等(c)	▲1,966	△1506	▲912	
		合計(a+b+c)	1,752	3,300	2,822	
	執行額(百万円)	1,584	2,773	2,615		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	(～25年度) 絶滅危惧種の現状把握と保護増殖の進捗状況 (26年度～) 1国内希少野生動植物種の新規指定数	基準値	実績値					目標値	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	32年度	○
		—	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表	レッドデータブックの作成	41種	300種	
		—	—	—	—	—	30種	—	
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	30種	—	
	2 奄美大島におけるマンギースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標	達成
		—	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	34年度	—
		—	0.15頭	0.13頭	0.08頭	0.04頭	集計中	0頭(毎年度減少)	
		—	—	—	—	—	—	—	
	年度ごとの目標	—	—	—	—	—	—	—	
3 ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値	—	施策の進捗状況(実績)					目標	達成	
	23年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	35年度	—	
	推定の中央値337万頭※26年度に算出	—	—	—	—	—	平成23年度比で半減		
	—	—	—	—	—	—	—		
年度ごとの目標値	—	—	—	—	—	—	—		

(各行政機関共通区分) 相当程度進展有り

		<p><絶滅危惧種の生息状況等の調査による現状把握と国内希少野生動物植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年に改正された種の保存法を全面施行し、罰則強化とともに、広告規制などを新たに追加した。 ・絶滅危惧種の保全を全国的に推進することを目的として、基本的な考え方・早急に取り組むべき施策の展開を示した「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」を策定すると共に、希少種保全推進室を新設した。(平成26年4月) ・国内希少野生動物植物種について、41種を追加指定した。 ・平成26年度に第4次レッドリストに基づくレッドデータブックを作成した。 ・国内希少野生動物植物種の保全について、トキの保護増殖事業では、野生下で4年連続でヒナの巣立ちが確認されるとともに、平成27年5月末時点で、佐渡島の野生下で1年以上生存しているトキの羽数が78羽となり、当面の目標としていた「平成27年頃に60羽以上の定着」を達成するなど、一定の成果が上がっている。 ・ツシマヤマネコの保護増殖事業では、野生順化ステーションが完成し、野生順化訓練の技術開発を実施するための野生復帰技術開発計画を策定した。 ・ライチョウの保護増殖事業では、保護増殖事業計画に基づき、「第一期ライチョウ保護増殖事業実施計画」を策定し、生息域内保全及び生息域外保全の取組に向けて必要な準備を進め、動物園の協力を得て野生から採取した卵から雛が孵化した。 ・平成25年度に引き続き「絶滅のおそれのある海洋生物の選定・評価検討会」を開催し、平成28年度中の公表に向け作業中。 ・希少野生動物植物種への捕食が問題となっているノネコについて、地元自治体等と連携し、捕獲後の収容譲渡体制の構築を進めるとともに、並行してノネコの捕獲を開始した。 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たって、学識経験者の意見聴取会を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(平成26年度は43件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っており、一定の進捗が見られる。 ・特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、平成26年度には29箇所環境省直轄での防除事業を実施するとともに、生物多様性への悪影響の防止・低減を図り、とりわけマングースについては、生息密度低下につなげることができた。 ・平成25年に公布・26年に施行された改正外来生物法に基づき、ツマアカスズメバチや交雑種のサンシャインバスなどを特定外来生物として新たに指定し、法に基づく飼養等の規制を行っている。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、島嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、絶滅危惧種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や絶滅危惧種の保護上、一定の成果が出ている。 ・なお、従来より策定作業を進めてきた「外来種被害防止行動計画」及び「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を平成27年3月に公表した。
<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(判断根拠)</p>	<p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年5月に鳥獣法を改正し、その施行(平成27年5月29日)に向け、法改正を踏まえた基本指針や政省令の改正作業等を実施した。 ・改正鳥獣法の施行により、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業が開始されることから、環境省の新たな交付金により都道府県による捕獲を強化・支援している。 ・平成22年10月以降、全国で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、全国の野鳥の監視体制の強化を目指し、都道府県等と連携することで、より確実な情報把握・共有を進めた。 ・平成26年度は高病原性鳥インフルエンザの発生が認められたが、上記監視体制の強化等により、適切な対応を行った。
<p>評価結果</p>		

<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全に関しては、施策は有効かつ効率的に実施されている。対象とすべき絶滅危惧種は多く、個体数の維持・回復には長期で困難な取組が必要であることも多いため、引き続き施策を継続することが必要である。 ・ワシントン条約対象種については、生息状況調査の結果をふまえて、ミナミシガメの輸出助言方針について見直しを検討するなどした。また、希少野生動植物の国内取引については、違法取引の減少に向け、現物を伴わない広告に対する規制の施行、インターネットを通じた登録システムの運用開始、普及啓発事業の実施を行った。引き続き国際的な種の保存に資する情報の収集に努めるとともに、国内流通の管理を執行するために、これらの施策を継続して実施していくことが必要である。 ・遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策については、カルタヘナ法、外来生物法に基づく行為規制や、特定外来生物の防除により生物多様性等への被害の拡大防止に一定の効果が見られている事例がある一方で、現在でも引き続き被害が継続している地域もあり、さらに新たに侵入した外来生物により被害が発生しているケースもあることから、引き続き施策を継続することが必要である。 ・野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化については、ニホンジカ等の一部の鳥獣による生態系等への被害が深刻化・拡大していることから、引き続き、法改正を踏まえた施策を強化していく必要がある。
<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p><絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存></p> <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅危惧種の保全については、生物多様性の保全上、重要であるため、今後とも絶滅危惧種の現状把握と国内希少野生動植物種の保護・増殖による種の保存を推進していく。 <p><遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止></p> <ul style="list-style-type: none"> ・カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっての生物多様性影響の審査、遺伝子組換え生物に関する国民への情報提供、意見聴取を行う。また、名古屋・クアラルンプール補足議定書等の締結に向けて、関係省庁と連携して必要な作業を進める。 ・限られた予算内でより優先度の高い地域から防除事業を実施しており、今後もより効果的・効率的かつ計画的な防除を進めていくことを目指す。さらに、効果的な防除事業の推進、各主体における外来種対策の促進等を図るため、「外来種被害防止行動計画」「生態系被害防止外来種リスト」の活用を進める。 <p><野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化></p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正鳥獣法の施行(平成27年5月29日)により、都道府県による指定管理鳥獣捕獲等事業が開始されることから、環境省の新たな交付金により都道府県による捕獲を強化・支援する。 ・狩猟者を育成して捕獲の担い手を確保するとともに、認定鳥獣捕獲等事業者等の捕獲体制の強化を図る。 ・基本指針の5年ごとの改訂に向けた点検・調査等を実施する。 ・鳥インフルエンザの近年の全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスや渡り鳥の飛来状況調査などを適時適切に実施する。今後も着実にこれらの危機管理対応を実施していく。 <p>【測定指標】</p> <p><国内希少野生動植物種の新規指定数></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内希少野生動植物種の新規指定は本施策の目標達成に必要な手段の一つであるが、他に適当な指標の設定は困難であり、当面は現指標を目安として取組を実施していく。 <p><奄美大島におけるマンガースの捕獲努力量あたりの捕獲数(1000畝日当たりの捕獲数)></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成34年度までに奄美大島においてマンガースを根絶させるという目標の達成に向け、引き続き効果的・効率的な防除を実施する。 <p><ニホンジカ・イノシシの生息頭数の推定値></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成35年度までにニホンジカ・イノシシの個体数を半減するという当面の捕獲目標の達成に向け、引き続き都道府県が主体となって実施する捕獲事業を強化・支援する。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ミナミシガメの輸出助言方針について見直しを検討するに当たって、中央環境審議会自然環境部会の下に設置した野生生物小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。 ・特定外来生物の指定は、外来生物法に基づく専門家会合を開催し、専門家の意見を踏まえて指定した。また、「外来種被害防止行動計画」及び「生態系被害防止外来種リスト」の検討に当たっても専門家からなる検討会を設置し、平成26年度末に策定した。 ・さらに、カルタヘナ法に基づく遺伝子組換え生物の使用、承認に当たっては、学識経験者の意見聴取会合を開催し、生物多様性影響の審査を実施した。 ・鳥獣法の基本指針の変更に係る検討にあたり、中央環境審議会自然環境部会及びその下に設置した鳥獣の保護及び管理のあり方検討小委員会を開催し、学識者の知見を活用した。
<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>第4次レッドリスト・平成24年度鳥獣関係統計</p>

<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>中島 慶二</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--------------	----------------------------	--------------	-----------------	----------------